

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

準備委員會

1. 復帰準備委員に関する会議
(45.2.16 北米)

1. 沖縄復帰準備委員会
(45.3.25 一般情報)

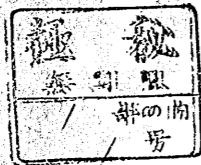
1. 全 上
(45.5.7 ")

1. 沖縄返還協定交渉の概取りについて
(45.7.8 ")

1. 各小委員会委員及び代表事務所取務分担表
(45.7.11 日米両政府代表事務所)

1. 各小委員会における日米両委員リスト
(45.6.4 高橋代表)

1. 復帰準備の作業リスト
(45.2. 政府代表事務所)



外務省
 法制課長
 安全保障課長
 北米第一課長
 アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長

復帰準備委員に因りて会議

45. 2. 16

米北ノ

16日 千葉北米科1課長は在京米大
シユミツ書記官を当省に招致して、中絶

復帰準備に因りて日米間の交換公文案に
因りて検討会を行つたことは、要領下記

とあり。(先方ウオーフル大佐、ウチムラ大佐、
当方 栗山法規課長、有馬栄次課首席
木原安次課長、
菅原官、加藤北米1課事務官同席)

1. 記 (中絶後臨時運用等係)

I. まず当方より、中絶復帰準備作業の大部分
が東京で行われたことは、異議が

ないが、(1)土地問題、(2)労働関係問題
更に(1)在沖米軍施設区域の惹起する
諸問題(基地公害等)、(2)刑事裁判権

警察権に因りて問題等 ⁽⁹³⁵⁾ 問題等
中絶(の中に) prefectural 問題

本管内にはとて「national」問題
といふ性質を併せもつてあり、準備委
員に因りて問題等

といふヤベレを通じて調整を要する
あり、とて「県」準備 ^{事務} ~~準備~~ ^{事務} ~~準備~~
の枠内での

この旨を説明したことは、当初
の権限を準備委に与へると、^{準備} ~~準備~~ ^{準備} ~~準備~~
を合して作業全般を準備委に与へる

解釈を可能にする余地が ^{生ずるに} ~~生ずるに~~ ^{生ずるに} ~~生ずるに~~

その上、既存の合同等を ~~利用~~ ^{利用} ~~利用~~ ^{利用}
することを ~~考慮~~ ^{考慮} ~~考慮~~ ^{考慮} ~~考慮~~ ^{考慮}
(ウチムラ、ウオーフル両大佐)

米側は最終的に我方立場を了承し、
準備委の terms of reference に因りて部分を

... local preparatory work as necessary to facilitate the application to

Okinawa of the "S.O.F.A" の表現に於て "意見" の一語をみた。(S.O.F.A ad

referendum)

2. (1) reversion なる表現と、preparations for

transfer of administrative rights なる表現は synonymous であること

シヨミツツは同意 LT=か、ウキウキス大佐は reversion なる表現は transfer of

administrative rights なる表現よりなく、military sides の問題を包含し

する点、問題がある旨の危惧を表明した。共同声明の語句に於て日米間に合意がある、と

以外明記されず

前記の 2 表現は synonymous である原則に於て主張した。 (2 箇所)

(2) 前記後刻 条約課長と E 協議の上

米北長より シヨミツツに於て、交換公文 (on the preparations for accession necessary for the smooth transfer of administrative rights, including)

条約文第 2 項を我方原案とあり、(1) には、両表現の synonymity が端的

に示されたことによる旨指摘し、我方原案の採用を主張した。この、シヨミツツは自分

個人としては、その結構と云うか、大使館内の意見を固める必要のある旨述べた。(E 初後電に於て筆談を以て経路 (E))

3. その他 S.O.F.A の修正については、米側の提案を受け入れた。(ad referendum 2)

4. 本件に於て、外務省は、2 月 27 日の閣議に「沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に用いる臨時措置法」

その前提として本件^(公文)の交換が
行われる必要がある。

正 ^{出立に努め中のこと} 5

由提エキ予定^{あり}あり、本件の解決
を急いでいる旨述べたこと、米側も同題を

を諒解しおきたりの努力をする旨述べた。

II. 本件会議の席上、米側の復帰準備

のため^{スペシャル}のT-^{メソ}タスクフォースグループ(STG)

に言及し、その発足は Concom, Prepcom
構想

が net up されたことに関する時期と(その)

旨述べると共に、その前に^{種々}日本側と

協議した旨申し入れたこと、当該側は
応諾した。

その際、フォーラム大分は、とりあえず STG
でとりあうべき問題として、

- (1) 航空管制、(2) 海軍演習地域、
- (3) 労働、(4) 通関 (5) 刑事裁判権、
- (6) 外国籍者の諸問題をあげた

(解甲)

933(1) (1) 6

二ヶ所^{あり}あり、主として本土のシステム
modification を要する問題とあり、
(1) 点とあり、(2) 点

433 (6) により、後日討議を STG へ
旨述べた。

各小委員会委員及び代表事務所職務分担表

安全保蔵課長
 秘書課
 無期
 昭和45年7月11日
 日本国政府代表事務所

1 小委員会 (その他の米側委員は適宜関係者が出席)

総務	賀 陽 参 事 官 佐々木 書 記 官	MR. BILLINGSLEY	座喜味 補 佐 官 屋富 祖 調 查 官 比 嘉 調 查 官
産 業 經 済	間 淵 参 事 官 沼 越 参 事 官 佐々木 書 記 官	MR. BURKE MR. HOPPE MR. BAKER	座喜味 補 佐 官 山城 主 任 調 查 官 金城 主 任 調 查 官 泉 主 任 調 查 官
施 政 權 移 転	山 賀 参 事 官 賀 仲 参 事 官 佐々木 書 記 官	MR. WALTERS MR. KRAMER MR. SHINN MR. TAKEKAWA	垣花 主 任 補 佐 官 三浦 主 任 調 查 官 崎 山 調 查 官 屋 富 租 調 查 官 玉 木 補 佐 官
地 位 協 定	賀 仲 参 事 官 沼 山 参 事 官 陽 越 参 事 官 野 木 書 記 官	MR. KOBAYASHI MR. WALTERS	垣 吉 主 任 調 查 官 比 嘉 調 查 官

2 各政府代表事務所

賀 陽 参 事 官	MR. BURKE	垣花 主 任 補 佐 官
(1) 総 括	(1) 經 済 関 係 顧 問	(1) 總 括
(2) 渉 外 情 報 総 割	(2) 再 雇 用 調 整 官	
(3) 新 聞 関 係	(3) 在 琉 米 国 商 工 会 議 所 及 び 米 米 系 企 業 関 係	
佐々木 書 記 官	MR. WALTERS	座喜味 補 佐 官
(1) 諸 会 議 (含 小 委) 運 営 事 務	(1) 社 会 施 政 權 関 係 顧 問	(1) 渉 外
(2) 非 琉 球 人 權 益 問 題	(2) 準 備 委 員 会 議 案 の 報 告 調 整	
(3) 復 帰 関 係 資 料 交 換		
(4) 沖 繩 事 務 局 と の 連 絡 事 務		
岡野 書 記 官	MR. BILLINGSLEY	玉木 補 佐 官
(1) 渉 外 事 務 一 般	(1) 土 地 関 係 顧 問	
(2) 調 査 団 調 整 事 務	(2) 總 括 (庶 務)	
(3) 新 聞 関 係 補 佐	(3) 諸 会 議 運 営 事 務	
	(4) 復 帰 関 係 資 料 交 換	
	(5) 事 務 所 管 理	

アメリカ局長
参事官
北米第一課長



() 第 34 号 (20)

昭和 45 年 6 月 4 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



Vertical handwritten note on the right margin.

(件名) 各小委員会に於ける向米琉委員
リスト送付

引用公・電信
日付・番号

標記リスト / 部別流送付申上げ's.

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先

本信写送付先

配付送

要則
首席事務官
南方
渉外調査
漁業
航空
科力協力
運調整
調査
査分
局業務



小委員会日米琉主任委員リスト

昭和45年5月26日

小委員会

主任委員

総務

賀陽治憲
Mr. B. D. BILLINGSLEY
垣花恵三

産業経済

間淵直三
Mr. WILLIAM T. BURKE
たけよし
座喜味 彪好

施政権移転

賀陽治憲
Mr. LEON K. WALTERS
垣花恵三

地位協定

賀陽治憲
COL. J. A. MEADS
玉木重雄

小委員会分担表

昭和45年5月16日

(種別)

(主任委員)

(委員)

総務

賀陽参事官

佐々木書記官

産業経済

間淵参事官

沼越書記官

山口書記官

佐々木書記官

施政権移転

賀陽参事官

仲山書記官

佐々木書記官

地位協定

賀陽参事官

仲山書記官

沼越書記官

鈴木書記官

岡野書記官

米・琉小委員会分担表

昭和45年6月4日

1 米側

(種別)	(主任委員)	◎(委員)
総務	Mr. B. D. BILLINGSLEY	
産業経済	Mr. WILLIAM T. BURKE	
施政権移転	Mr. LEON K. WALTERS	
地位協定	COL. J. A. MEADS	

◎米側委員はケース・バイ・ケースにより、適宜関係者が出席

2 琉球政府

(種別)	(主任委員)	(委員)
総務	座喜味 彪 好	屋富祖 隆 やふそ たかし 比嘉 繁 治 ひが しげ はる
産業経済	座喜味 彪 好	山城 得 功 やま し とく こう 金城 広 きんじょう ひろし 泉 朝 昭 いずみ ちようしやう

(種別)

(主任委員)

(委員)

施政権移転

垣 花 恵 三

三原 賢 勇
みはら けん ゆう
崎山 用 文
さきやま よう ぶん
屋富祖 隆

地位協定

玉 木 重 雄

国吉 真 昭
くによし しんしやう
久場 里 賢
くば り けん
比嘉 繁 治

安全保障課

復帰準備の作業121

ア列加島北米水一課

外務省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100

取扱注意

復帰準備の作業リスト

1970年2月

日米琉諮問委員会琉球政府代表事務局

まえがき

復帰準備は、極めて多岐多方面に亘るので、それをできるだけ分類整理して作業リストをつくってみた。

まだ不完全なもので、分類の仕方にも改善の余地がある。漏れてある事項もすべてを網羅するものではなく例示的なもので洩れが多い。

各界各分野の皆さんで気づいた事項を追加して頂いて、次第に項目を増やし洩れを少くし、完全なものに仕上げたい。

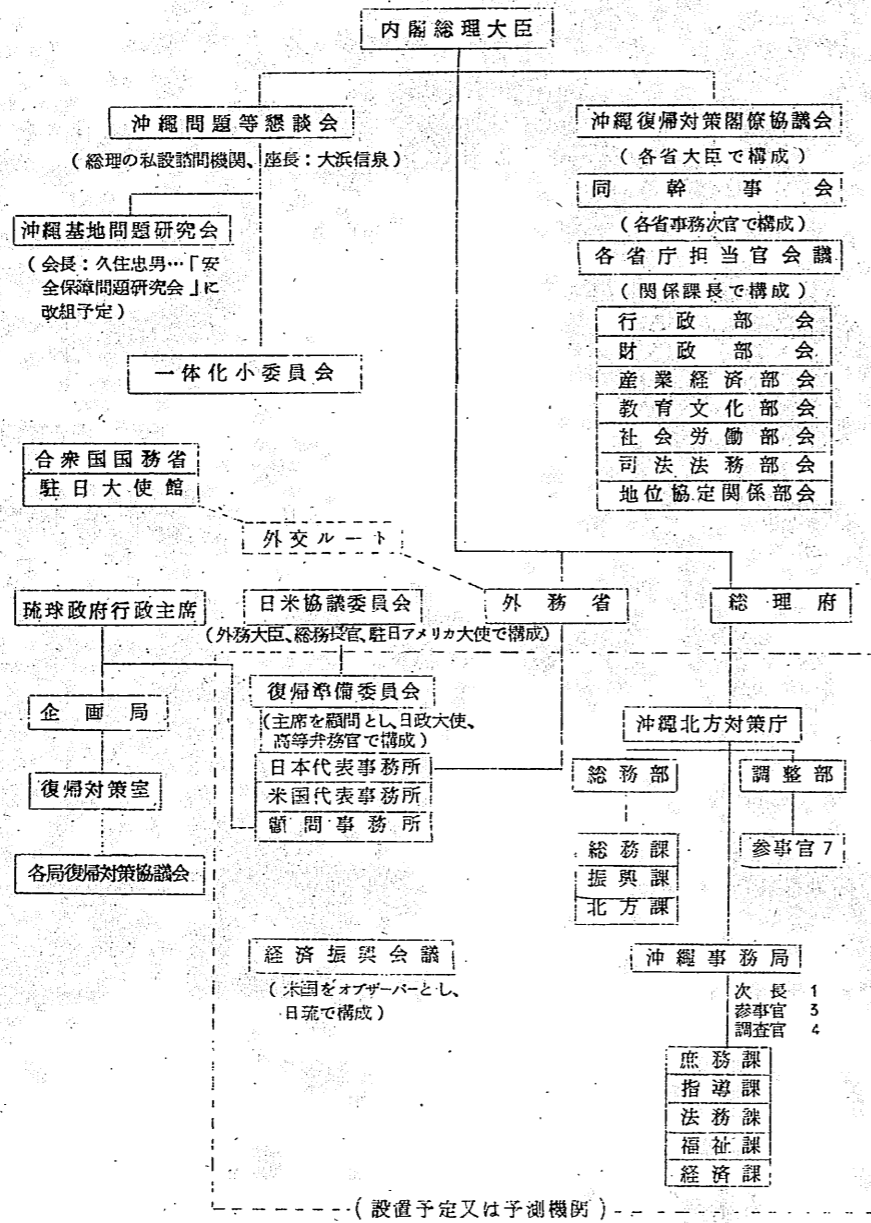
同時に、それぞれの事項についてよく調査検討して、どう進めていくか方針を立てて頂きたい。

本書は不完全ながら、そういう作業ノートとして役立てば幸いである。

1970年2月

諮問委員会琉球政府代表 瀬長 浩

沖縄復帰対策諸機関機構図



準備事項の振り分け

復帰準備について、一応対米交渉を要する事項と国内事項に分け次のように分類した。

I 対米交渉を要する事項

1. 返還協定に関する事項
2. 安保条約及び地位協定適用準備に関する事項
3. 諸外国との条約及び了解等に関する事項
4. 返還時までに米政府の協力を必要とする準備措置並びに援助等

II 国内事項

1. 法令及び行政措置
2. 沖縄に設置する国及び関係機関とその在り方
3. 事務、資産、職員の取扱、引継、統合、系列化等
4. 許認可及び資格免許
5. 本土法の適用に伴う措置の準備
6. その他沖縄における一体化措置
7. 格差是正と開発のための生活基盤、産業基盤強化、その他
8. 沖縄住民の請求権
9. 企業労働等の対応策
10. 地位協定適用準備事項

(註) 上記分類は、わかり易いということを主眼にした便宜的なもので、論理的一貫性にはこだわらなかった。

事柄の性質上、一つの事項が見る角度に応じて数項目に関連する。

したがって、幾つかの項目に重複して挙げられている事項もあるし、逆に項目の見出しにそぐわない事項まで含めたものもある。また取扱い方針の如何によっては他の項目に移し替えるべきものも少なくない。

二. 準備事項(例示)

I 対米交渉を要する事項

1. 返還協定に関する事項

01 返還の期日

02 平和条約第3条による米国の権利・利益の放棄(行政、立法、司法権の引継ぎ)

03 日米間に締結された条約の適用

04 米政府及び軍隊が行った処分の効力

米政府及び軍隊が行った処分に対する請求権の放棄

米政府及び軍隊が行った処分に対する請求権の存続(遺地、漁業権、軍隊、軍人、軍属による損害等の補償)

05 米国に関する資産の処理、引継ぎ、用地、施設の使用の存続又は引渡し(軍道路……軍民共同道路の処理、那覇空港……処理、利用関係、通り抜け問題、那覇軍港)

一般資金(三公社、琉銀株等)及び米国援助の処理

電力公社、水道公社、開発金融公社、石油施設(処理及び利用関係……共用、分譲等、所有権……国、県、特殊法人、民間、出資、統合関係等、運営……上記による直営、委託等、職員の身分)

米政府保有の琉銀株(処理……政府、県民、取引銀行への売却、価格、代金の帰属)

米国援助(財政援助、英語センター、琉米文化会館)

06 米政府との債権、債務(電力資金、PL480、AID借款)

07 米国民及び第三国人の権益の取扱い(外資系企業、免許、許可、契約等)

08 私債権、債務の取扱い。

09 国有財産の引継ぎ(賃貸契約等の効力、管理費の負担と果実の帰属、米軍使用財産の取扱)

10 琉球政府有財産の引継ぎ。

11 裁判の効力

12 刑事裁判権の行使

13 行政行為の効力

14 経過措置、暫定措置、特別措置

(道交法、電波管理、軍用地契約の移行、航空路管理)

2. 安保条約及び地位協定適用準備に関する事項

01 施設区域の確定

基地の統廃合(遊休基地、散在基地、港湾、飛行場、住宅地、娯楽施設等)

航空地役権、保安地帯、電波障害防止緩衝地帯の設定

02 米国の権利関係

施設区域における権利(使用権、管理運営権、警察権、路線権)

公共事業等の優先権(鉄道、道路、電気、水道、郵便、電気通信、放送等)

人員、船舶、航空機の出入国

物資調達と免税

裁判権

03 基地関係検査、税関、麻薬取締並びに軍公害対策

04 住民の権利関係

復元補償 未払地料

借料買取以外の損失補償

入会制限による損失補償

前払借賃

05 間接雇用への移行

暫定機関の設置

3. 諸外国との条約及び了解等に関する事項

インドネシア国と産銷協会との協定

日米間の綿製品の貿易に関する取極め

輸出自主規制

航路、航空乗入等

4. 返還時まで米政府の協力を必要とする準備措置並びに援助等

01 布令、布告等の廃止又は修正

大統領行政命令（裁判権、拒否権、罷免権）、琉球政府章典（転籍の許可権）
財産の管理（干潟、河川）
琉球政府の設立（拒否権）、米国民政府上訴審裁判所（再審理の権限）、米国民政府刑事裁判所（移送命令）、琉球銀行の設立、琉球所得税、法人税、琉球列島出入管理令（日本国民の出入域）、逓信事業（通信士免許の発給）、琉球電力公社の設立（琉政移管）、琉球水道公社の設立（琉政移管）、琉球開発金融公社の設立（琉政移管）銀行・銀行業務及び信用供与、外国人投資

02 米政の行政措置の廃止又は修正

外国民間人の免税施設利用（軍クラブ等）
外国民間人の基地利用（VFW、リージョンクラブ等）
対共産圏貿易の緩和措置
軍用地先を除く干潟公用水面管理

03 琉球政府事務中国政相当事務の段階的移行措置

学術研究、調査工事等の機関、気象業務、郵政業務、らい療養所

04 民政府事務の国、県（琉政）事務への段階的移行措置

日本国民の出入域、日政援助業務

05 住民経済との関連事項

物資調達（蔬菜、卵、その他調達物資）、弗交換所の設置

06 通貨切替え

交換期間、比率、交換事務取扱機関、債権・債務の切替え、資本金・株式の額面、外人など自由円問題、外国への支払問題（スイス信託など）

07 米国援助

米国留学制度、PL480援助（学校給食、救済物資）

国内事項

1 法令及び行政措置

01 本土における法令措置

国政参加、資格免許、人事交流、法曹資格、土地所有権暫定措置、軍用地使用継続暫定措置、沖縄県長期開発法

02 特別措置（本土側法制の取扱）

農地法、食管法、道交法

03 特殊立法（沖縄側）の取扱

土地調査法、所有者不明土地、非細分土地、土地所有権取得の時効、割当土地、医介輔及び歯科介輔の医療行為、自動車損害補償法（物損制度）、自動車検査所、保健所の診療業務、物品税、消費税（砂糖消費税法）、自由貿易地域、肉用牛振興特別措置法、パイナップル産業振興法

04 経過措置

県、市、町、村、教育区の設置及び廃止、公選公務員の地位、米国及び琉球政府の行った判決・行刑・行政行為等の効力、職員の身分引継(定員法)その他奄美群島、小笠原諸島の復帰に伴う諸措置参照(別紙2、3参照)

05 行政措置

国費自費制度、債権債務の切替え、資本・株式の額面、外人等自由円の問題、外国への支払問題(スイス信託)、漁業権の買上
本土の非自由化品目の外貨割当並びに発注済貨物の取扱(米、小麦製品、ランチ・コンミート、牛肉、プロイラー、果物、金、自動車等)

06 国際空港(那覇、石垣)及び貿易港(那覇、宮古、石垣)の指定

2. 沖縄に設置する国及び関係機関とその在り方(別紙4参照)

01 類似県に通常置かれる機関

02 沖縄県におくことを検討すべきもの

貿易、航空通信及び東南アジアその他諸外国との関連において配慮すべきもの。

税関、検疫所、通商産業局、航空局、航空管制所、電気通信局、航空大学、石油開発公団事務所、国際空港公団、東南アジア、南北センター、海外技術協力センター等

日本内における沖縄の自然条件の利用

国立(海洋)公園、熱帯農業研究所、海洋開発研究所、蚕業試験場、発生子繁殖育成研究所、栽培漁業研究所、下地島パイロット訓練所
沖縄振興上設置を検討すべきもの

沖縄北方対策庁現地機関、沖縄開発事業公団、開発公庫、日銀支店、長期信用銀行、輸出入銀行事務所、国立大学(医学部の設置)、国立高専校

03 管轄(中央直結、関東又は独立管区)を検討すべきもの

3. 事務、資産、職員の取扱、引継、統合、系列化等

組織及び事務の確定(国の出先、県、市町村、政府管掌保険、特別会計、公社、公団、その他団体)(別紙6参照)

琉球政府(公社、公団、特別会計、その他団体)有財産、債権、債務の確定及び引き継ぎ対応組織別決算の準備

職員(琉球政府、民政府、公社、公団、その他団体)の対応組織別引継ぎ準備(履歴の整備、給与、地位のあてはめ)、退職公務員の取扱、年休買上、公選公務員の取扱、特別公務員の取扱、資格を伴う公務員の取扱、軍雇用員取扱

旧国県有財産

4. 許認可及び資格免許(別紙5参照)

01 諸許認可事項

たばこ、塩、アルコール、しょう油の製造・販売の許可及び価格指定並びに米販売店の登録及び価格指定など

葉たばこ耕作の許可、米買上割当等

陸上、海上運送業、理髪業、風呂屋業等の免許及び運賃、料金の認可等

外国為替銀行、琉大、私大等の指定認可等

マグロ、以西底引、縫製品の割当認可等

免税売店、非交換所等の許可

質屋、古物、風俗営業等の許可

なお、上記許可事項については、沖縄法制の面(別紙5参照)、本土法制の面(未調査)から総点検の必要がある。

02 資格免許事項

法曹資格、医介輔、看護婦、測量士

5. 本土法の適用に伴う措置の準備

甘蔗生産地域指定、果樹振興法組入れ（パイン、かんきつ類、その他）、野菜出荷安定法（指定産地、指定消費地）、畜産振興関係制度（種牛、母牛、肥育、草地改良、豚価及び卵価安定）、動植物検疫、水産資源保護制度、稲苗取引関係制度、国有林払下制度

6. その他沖縄における一体化措置

琉球政府事務の区分整理

政府市町村事務の配分、組織機構（病院、看護婦養成所、試験機関）、定員及び人事管理、施設の配分、会計年度、予算、決算財務会計制度、租税制度、交付税方式、行政制度、選挙制度、人事交流、その他

7. 格差是正と開発のための生活基盤、産業基盤強化、その他

01 長期経済計画（水資源、土地造成、エネルギー、大型空港、工業港、交通通信、工業用地、新規産業の導入、ゾーニング、生活環境等）

02 市町村計画（社会、産業、経済、財政計画）

03 復帰記念事業（海洋万博開催、国体開催、循環道路、平和公園等）

8. 沖縄住民の請求権

復元補償、滅失土地、漁業補償、軍隊、軍人、軍属による損害補償

9. 企業、労働等の対応策

01 沖縄の特殊事情

輸入業者、代理店、通関業者、旅券業者、土産品店等物品税関係、米穀関係、輸入規制関係（鉄筋、製粉、セメント等その他食品関係）、その他

02 基地依存産業関係

軍離職者、契約業者、サービス業者（レストラン、ランドリー、旅館、Aサイン）、貸住宅

03 特定産業の本土基準適用関係

食堂、食品店、風俗営業、ホテル業、高圧ガス関係

10. 地位協定適用準備事項

01 契約移行準備

02 取用土地の処理

03 地籍の整備及び所有権の確定

04 本土基準による借料算定準備（含地目変更）

05 所有権不明土地に対する措置

06 非細分土地に対する措置

（註）本土基準 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償要綱

附 属 資 料

- 別紙1 安保関係条約・協定・法令等
- 別紙2 奄美・小笠原復帰に伴う法令
- 別紙3 奄美・小笠原復帰に伴う暫定措置の効力等の期限
- 別紙4 沖縄に置かれる国及び関係機関の出先機関
- 別紙5 沖縄における許認可事項一覧(例示)
- 別紙6 公社、公団等調

(別紙1) 安保関係条約・協定・法令等

- カイロ宣言
- ポツダム宣言
- 連合国財産補償法
- 連合国財産補償法施行令
- 連合国財産補償法施行規則
- ポツダム命令廃止関係法

- 平和条約
- 紛争解決協定
- 民事判決再審査法
- 刑事判決再審査法

- 日華平和条約
- インド平和条約
- ビルマ平和条約
- ビルマ賠償協定
- フィリピン賠償協定
- インドネシア平和条約
- インドネシア賠償協定
- ベトナム賠償協定
- ベトナム借款協定
- シンガポール協定
- マレーシア協定

- 奄美協定
- 奄美協定交換公文
- 奄美暫措法
- 小笠原協定
- 小笠原暫措法

- 琉球管理命令
- 琉球政府章典

- 貸借権弁務官令
- 琉球出入管理令
- 琉球渡航管理令
- 沖縄身分証明書令
- 琉球諮問委交換公文

- 旧安保条約
- 朝鮮国連軍協力交換公文
- 行政協定
- ラスク・岡崎交換書簡
- 行政協定に基く施設区域協定
- 行政協定十八条交換公文
- 行政協定十七条改正議定書
- 行政協定十七条改正合意議事録
- 安保・国連憲章交換公文

- 安保条約
- 事前協議交換公文
- 安保・MSA協定交換公文
- 朝鮮国連軍協力新交換公文
- 安保協議委設置書簡
- 安保条約合意議事録

- 米軍地位協定
- 米軍地位協定十二条交換公文
- 米軍地位協定施設区域合意議事録
- 安保法令整理法
- 国有財産管理米軍特例法
- 国有財産管理米軍特例法施行令
- 米軍一時使用国有財産取扱規程
- 土地使用米軍特措法
- 土地使用米軍特措法施行令

土地使用米軍特措法施行規則
提供施設所在交付金法
提供施設所在交付金法施行令
提供施設所在交付金法施行規則
公衆電通法米軍特例法
電波法米軍特例法
水先法米軍・國連軍特例法
航空法米軍・國連軍特例法
航空法米軍・國連軍特例法施行令
道運法米軍・國連軍特例法
関税法米軍特例法
関税法米軍特例法施行令
専売法米軍特例法
国税犯法米軍特例法
行政協定に伴う国公法改正法
駐勞給与特例法
駐勞給与特別規則
特別調達資金令
特別調達資金令施行令
特別調達資金使用規則
特別調達資金支払事務規程
特別調達資金受入事務規程
特別調達資金出納事務規程
特別調達資金日銀取扱規程
特別調達資金債權管理規則
駐勞離職者臨措法
駐勞離職者臨措法施行令
駐勞離職者臨措法総理府令
駐勞離職者給付金則
所得税法米軍特例法
所得税法米軍特例法施行令
地方税法米軍特例法
米軍刑事特別法
米軍民事特別法
占領軍加害給付金法

米軍被害者給付金総理府令
航空機騒音障害防止法
航空機騒音障害防止法施行令
海損賠償特措法
海損賠償特措法施行令
海損賠償特措法施行規則
外為米軍特別令
計量等を定める政令
郵便法米軍特例法
米軍軍事郵便局との郵便物取扱規則
特別損失補償法
特別損失補償法施行令
特別損失補償法施行規則
特別損失補償法実施規程
特需紛争調停手続総理府令
漁業制限米軍特例法
漁業制限米軍特例法施行規則
漁業制限米軍特例法指定区域
漁業制限米軍特例法損失補償実施規定
日米間の合意協定事項

國連軍地位協定
國連軍地位協定合意議事録
米軍・國連軍共同行為請求權議定書
國連軍刑事裁權議定書
刑事裁判權合意議事録
國連軍借料支払協定
國連軍民特適用法
國連軍被害者給付金総理府令
地方税法國連軍特例法
國連軍議定書刑事特別法
國連軍刑事特別法
土地使用等國連軍特別法
外為國連軍特別令
所得税法國連軍特例法

所得税法國連軍特例法施行令

M S A 協定
裝備返還取極
艦艇貸与協定
艦艇貸与協定延長交換公文
パヅ取極
パヅ追加計画交換公文
ミサイルシステム交換公文
M S A 関税法特例法
M S A 関税法特例法施行令
秘密保護法
秘密保護法施行令
秘密保護訓令
秘密保全訓令
M S A 協定 G 2 項訓令

技術知識交流協定
技術知識交流協定議定書
經濟的措置協定
投資保証協定
農産物購入協定
農産物協定 I
農産物協定 I 改定議定書
農産物協定 II
經濟援助處理協定
經濟援助支払金交換公文
經濟援助資金特別會計法
余剰農産物資金特別會計法
經濟援助・余剰農産物資金特別會計法廢止法
核物質貸借協定
核物質貸借第二次協定
核物質貸借協定交換公文
原子力非軍事的利用協定

原子力非軍事的利用協定交換書簡

通商條約
通商條約八条交換公文
領事條約
査証取極
刊行物交換取極
所得税調整條約
所得税調整條約補足議定書
所得税調整條約修正補足議定書 I
所得税調整條約修正補足議定書 II
所得税調整特別法
所得税調整特別法施行省令
相続贈与税調整條約
所得税調整交換公文
米貨公債令
第二回米貨公債発行条件
綿製品協定
民間航空協定
船舶貸借協定
國際郵便為替約定
小包郵便約定
小包郵便約定施行規則
犯罪人引渡條約
追加犯罪人引渡條約
乗組員逮捕留置援助法

防衛庁設置法
中央不審会令
地方不審会令
自衛隊法
國防會議法
防衛施設周辺整備法

日韓基本條約

日韓経済協定
日韓経済協定措置法
日韓漁業協定

日韓文化財保護協定
日韓法的地位協定
外国人登録法

(別紙2) 奄美・小笠復帰に伴う法令

- 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和28年法律267号)
- 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令(昭和28年政令400号)
- 奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令401号)
- 奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和30年政令298号)
- 奄美群島の復帰に伴う警察消防関係法令の適用の経過措置に関する政令(昭和28年政令403号)
- 奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令402号)
- 奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令(昭和28年政令404号)
- 奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令により大島刑務支所の特に区別した場所を少年院並びに少年鑑別所に充てる等の件(昭和28年法務告980号)
- 奄美群島における自動車抵当法及び道路交通事業抵当法の施行に関する政令(昭和31年政令86号)
- 奄美群島の復帰に伴う通貨及び債権等の措置に関する政令(昭和28年政令408号)
- 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令407号)
- 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する政令の施行に関する省令(昭和28年大蔵令104号)
- 奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令406号)
- 奄美群島の復帰に伴う文部省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令409号)
- 奄美群島の復帰に伴う厚生省関係法律の適用の経過措置に関する政令(昭和28年政令410号)
- 奄美群島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令(昭和28年政令411号)

- 奄美群島の復帰に伴う通商産業省関係の法律の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和28年 政令 412号)
- 奄美群島の復帰に伴う通商産業省関係の法律の適用の暫定措置等に関する政令の施行に伴う金属鉱山等保安規則等の特別措置に関する省令 (昭和28年
通産令 62号)
- 奄美群島の復帰に伴う通商産業省関係の法律の適用の暫定措置等に関する政令の施行に伴う鉱業権の設定の出願の手續等に関する省令 (昭和28年 通産令 61号)
- 奄美群島の復帰に伴う外国為替及び外国貿易管理法の適用の暫定措置等に関する政令 (昭和28年 政令 413号)
- 奄美群島の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和28年 政令 414号)
- 奄美群島の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令の施行に関する省令 (昭和28年 運輸令 82号)
- 奄美群島の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和28年 政令 415号)
- 奄美群島の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する省令
(昭和28年 郵政令 67号)
- 奄美群島の復帰に伴う労働省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和28年 政令 416号)
- 奄美群島の復帰に伴う建設省関係法律の適用の経過措置に関する政令
(昭和28年 政令 417号)
- 奄美群島における地代家賃統制令の施行期日等を定める政令 (昭和29年
政令 224号)
- 地代家賃統制令及び奄美群島における地代家賃統制令の施行期日等を定める政令を実施する省令 (昭和29年 建設令 25号)
- 奄美群島の復帰に伴う民事に関する事件の手續の経過措置に関する規則
(昭和28年 最高裁規則 28号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和43年
法律 83号)
- 小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令 (昭和43年
政令 198号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う公共の利益となる事業に必要な土地の使用の暫定措置に関する省令 (昭和43年 建設令 27号)
- 小笠原諸島における土地に関する権利の調整等に関する政令の施行に伴う特別賃借権に係る公告による申出の掲載事項及び特別賃借権の譲渡の許可等の申請書の記載

- 事項を定める省令 (昭和43年 農林令 42号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う警察関係法律の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 199号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う防衛庁関係法令の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 200号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 201号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和43年 政令 202号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う通貨の交換手續等に関する省令 (昭和43年
大蔵令 34号)
- 小笠原諸島からの移出を輸入とみなす貨物を指定する省令 (昭和43年
大蔵令 35号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う文部省関係法令の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 203号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う関係文部省令の適用の暫定措置等に関する省令
(昭和43年 文部令 24号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 204号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 205号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行に伴う小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限に関する省令 (昭和43年 農林令 39号)
- 小笠原諸島における有害動物の緊急防除に関する省令 (昭和43年 農林令 41号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置に関する政令の施行に伴う鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の適用の暫定措置に関する省令 (昭和43年
農林令 43号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う通商産業省関係法律の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年 政令 206号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う通商産業省関係法律の適用の暫定措置に関する政令の施行に関する省令 (昭和43年 通産令 72号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う猟銃用火薬類等の所持の届出に関する総理府令
(昭和43年 総理令 36号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う運輸省関係法律の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和43年 政令 207号)

- 小笠原諸島の復帰に伴う郵政省関係法律の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年政令208号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う労働省関係法律の適用の特例に関する政令
(昭和43年政令209号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う失業保険法の適用の特例に係る者の離職の日に関する省令
(昭和43年労働令20号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う建設省関係法律の適用の暫定措置に関する政令
(昭和43年政令210号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和43年政令211号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令の施行に
関する省令(昭和43年自治令18号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う既存の危険物取扱所等についての届出に関する省令
(昭和43年自治令19号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令
(昭和43年政令212号)
- 小笠原総合事務所組織規程(昭和43年自治令21号)
- 小笠原総合事務所においてつかさどる事務(昭和43年農林告849号)
- 小笠原総合事務所における検疫所の事務の処理に関し、同事務所が使用する名称
(昭和43年厚生告330号)
- 小笠原総合事務所における郵政事務の開始(昭和43年郵政告485号)
- 小笠原総合事務所の登記に関する管轄区域等を定める省令(昭和43年
(昭和43年法務令35号)
- 小笠原諸島の復帰に伴う公職選挙法の適用の暫定措置等に関する政令
(昭和43年政令157号)

別紙3 奄美小笠原復帰に伴う暫定措置の効力等の期限

()印は小笠原

件名	効力等の期限	対象者
1 政府公務員関係		
国の機関に引継がれた定員外職員の 整理期限	約1ヶ年半(昭30.6 30)(9ヶ月間)	琉球政府職員
2 警察関係		
警察局許可による質屋営業ができる 期間	法施行の日(復帰の 日)から6ヶ月	質屋営業者
警察局許可による古物営業ができる 期間	"	古物営業者
警察局許可による風俗営業ができる 期間	"	風俗営業者
警察局免許による自動車運転免許の 有効期限	"	自動車運転免許所持 者
警察局許可による道路使用許可の有 効期限	"	道路使用許可書所持 者
その他警察局の許、認可免許等の有 効期限	"	警察局の許認可免許 所持者
(銃用火薬類所持の届出期日)	(昭和43年6月26 日より)	(銃用火薬類所持者)
(銃砲又は刀剣類所持許可申請期限)	法施行の日から(1ヶ 月以内)	(銃砲刀剣類所持者)
(古式銃砲又は刀剣類の登録申請期限)	法施行の日から(1ヶ 月以内)	(古式 同上)
3 法務関係		
琉球政府の免許による土地家屋調査 士の有効期限	法施行の日から4ヶ 年	土地家屋調査士
琉球政府の免許による弁護士事務 が行える期間	法施行の日から3ヶ 年	弁護士
琉球政府の再入国の許可を受けた外 国人の入国期限	許可を受けた日から 60日以内	再入国許可書所持の 外国人

件名	効力等の期限	対象者
外人登録証明書交付申請の出来る期間	60日	奄美郡島に在留している外国人
4 通貨関係		
通貨の交換が出来る期間	法施行の日から5日以内(3日)	奄美郡島の全住民
5 専売関係		
葉煙草の所持、所有、譲渡譲受の適用期限	法施行の日より6ヶ月以内	葉煙草所持者
自家消費たばこ製造の出来る期間	" "	自家用煙草製造者
営業用煙草製造業者の届出すべき期間	法施行の日から1ヶ月以内	営業たばこ製造業者
たばこ販売業者の営業が出来る期間	法施行の日から6ヶ月以内	たばこ販売業者
塩の製造、再製販売の出来る期間	法施行の日から1年以内	塩の製造、再製販売業者
しょう油の製造、所有等の出来る期間	" 6ヶ月間	しょう油の製造、所有者など
アルコール製造、販売の許可申請期間	" 3ヶ月間	アルコール製造販売業者
6 通商関係		
商品取引所の名称が使用出来る期間	" 3ヶ月間	商品取引所
新飲物を掘採出来る期間	" 6ヶ月間	飲業権者
免許なしに高圧ガス作業主任、同代理人取扱主任として従事することの出来る期間	" 1年間	作業主任者、同代理人、取扱主任者
計量器の検定を受けなくてもよい期間	" 6ヶ月間	計量器製造販売業者
計量器の譲渡の制限をしない期間	" 1年間	計量器の製造販売業者
輸出入組合の名称が使用出来る期間	" 3ヶ月間	輸出入組合
武器製造、販売事業を営みうる期間	" 6ヶ月間	武器、製造販売業者
商工会議所の名称が使える期間	" 3ヶ月間	商工会議所

件名	効力等の期限	対象者
7 運輸関係		
奄美群島を船籍港と定める場合の仮船舶国籍証書の交付申請をすることができる期間	法施行の日から180日間	日本船舶の所有者
船舶証書を滅失した場合仮船舶国籍証書の交付申請をすることができる期間	" 180日間	20トン以上の船舶所有者
琉球政府が発行した船員手帳の有効期限	" 180日間	奄美郡島の全船員
船員職業紹介事業の出来る期間	" 90日間	船員職業紹介事業者
船員労務供給事業の出来る期間	" 90日間	船員労務供給事業者
通訳案内業の出来る期間	法施行の日から1年間	通訳案内業者
5トン未満の船舶で旅客定期航路事業の出来る期間	" 180日間	海上運送事業者
奄美、沖縄間の旅客定期航路事業者の届出期間	" 60日間	海上運送事業者
海技従事者の免許の有効期間	" 8ヶ月間	海技従事者
海技免状の通用する期間	" 8ヶ月間	海技免状所持者
自動車運送事業免許の確認申請期限	" 90日以内	自動車運送事業者
自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請期限	" 90日以内	全 上
自動車検査証の通用する期間	" 90日間	自動車所有者
自動車番号標販売業者の営業出来る期間	" 90日間	番号標販売業者
自動車の新規登録をしなければならぬ期間	" 90日以内	自動車所有者
同上新規登録手数料の免除期間	" 90日間	同 上
登録自動車に対する強制執行をしない期間	" 90日間	同 上
自動車整備管理者を選任しなくてもよい期間	" 1年間	自動車整備事業者
木船運送業の登録申請をする期間	" 180日間	木船運送事業者
旅行あつ旋事業の登録申請をする期間	" 180日間	旅行あつ旋業者

件名	効力等の期限	対象者
8 電気通信関係		
無線局免許の有効期間	法施行の日から6ヶ月間	無線局
無線設備の操作に従事している者の資格期限	1年間	無線設備操作をする者
(許可なしに電気事業(自家用を含む)のできる期間)	(6ヶ月以内)	(電気事業者)
(電気工事士として働くことのできる期間)	(6ヶ月以内)	(電気工事士)
(電気用品取締法の用品を販売、使用できる期間)	(6ヶ月以内)	(禁止電気用品販売業者及び所持者)
9 建設関係		
建設業者の登録申請期間	法施行の日から60日以内	建設業者
測量士、測量補士の免許期間	1年間 (1ヶ年半)	測量士、測量補士
建築士の免許期間	1年間 (1ヶ年半)	建築士
宅地建物取引業者の登録申請期間	60日以内	宅地建物取引業者
(不動産鑑定業者の登録申請期間)	(60日以内)	(不動産鑑定業者)
10 租税関係		
国税延滞加算税額計算基礎日数の起算日	法施行の日から15日後	納税者
税理士の登録を受ける措置	講習又は研修を経た後	税理士
所得税の確定申告書、損失申告書の提出期日	法施行の日から53日目～80日目迄	納税者
所得税の租税特別措置のできる所得についての起算日	" 7日目から	租税特別措置を受ける者
酒類を内地へ移出する場合の申告書提出	" 157日までに移出分	酒類移出者
酒類の製造免許を受けたものとみなされる期間	" 1ヶ年以内	酒類製造業者
保税地域以外の場所に蔵置できる外国貨物の蔵置期間	" 3ヶ月間	輸入業者

件名	効力等の期限	対象者
納税貯蓄組合の名称が使用できる期間	法施行の日から約3ヶ月間	納税貯蓄組合
法人税の免税の適用を受ける所得の適用日	" 1週間後	法人税免税該当者
所得税の免税の適用を受ける所得の適用日	" "	所得税免税該当者
法人税租税特別措置のできる所得についての起算日	" 7日目から	租税特別措置該当者
相続税、贈与税の適用を受ける相続等についての起算日	" 7日目から	相続、遺贈、贈与を受けた者
酒こうじ販売の申告をすべき期間	" 6ヶ月以内	酒こうじ製造販売業者
物品税法15条の小売業、製造業の申告をすべき期間	" 6ヶ月以内	小売業者、製造業者
骨牌税法7条の2による製造、販売業の申告すべき期間	" 6ヶ月以内	骨牌の製造販売業者
11 厚生関係		
薬局の登録が有効とみなされる期間	法施行の日から6ヶ月間	薬局を開業している者
薬品製造業者の登録が有効とみなされる期間	" "	医薬品、用具、化粧品 の製造業者
医薬品輸入販売業者の登録が有効とみなされる期間	" "	医薬品、用具化粧品の 輸入販売業者
医薬販売業者の登録が有効とみなされる期間	" "	医薬品の販売業者
毒物業者の登録を受けたとみなされる期間	" "	毒物の製造業者、輸 入業者(販売業者)
劇物業者の登録を受けたとみなされる期間	" "	劇物の製造業者、輸 入業者(販売業者)
麻薬を所有している者の届出すべき期限	" 30日以内	麻薬を所有している 者
大麻栽培者の免許を受けた者とみなす期間	" 6ヶ月間	大麻栽培者
大麻栽培者の免許を受けた者とみなす期間	" "	大麻研究者
現地法令による医師が医業に従事できる期間	" 2年間	現地法令による医師

件名	効力等の期限	対象者
現地法令による医介輔が医業に従事できる期間	法施行の日から2年間	現地法令による医介輔
現地法令による歯科医師が医業に従事できる期間	" "	" 歯科医師
現地法令による歯科介輔が医業に従事できる期間	" "	" 歯科介輔
現地法令による保健婦が業務に従事できる期間	" "	" 保健婦
現地法令による助産婦が業務に従事できる期間	" "	" 助産婦
現地法令による看護婦が業務に従事できる期間	" "	" 看護婦
12 農漁業関係		
協同組合及び協同組合連合会の事業ができる期間	法施行日から約1ケ年	協同組合及び協同組合連合会
森林協同組合が官有林の貸付又は使用ができる期間	法施行の日から約6ケ月	森林協同組合
普及主事専門普及員若しくは、生活改善普及員の有効期限	法施行の日から2ケ年	普及主事、専門普及員、生活改善普及員
農薬の製造業者及び輸入業者の農薬の登録の有効期限	法施行の日から3ケ月	農薬製造業者及び輸入業者
製造業者及び輸入業者の農薬の表示の有効期限	法施行の日から3ケ月	全 上
農薬販売業者の届出すべき期間	" "	農薬販売業者
防除業者の届出すべき期間	" "	防除業者
琉球政府の免許による家畜商の免許の有効期限	法施行の日から6ケ月	家畜商
種畜証明書交付の有効期限	昭和29年度の検査の日まで	家畜所有者
家畜人工授精師の免許の有効期限	法施行の日から1ケ年	家畜人工授精師
家畜人工授精所の開設の許可	法施行の日から1ケ年	家畜人工授精所の開設者
家畜の診療の業務ができる有効期限	法施行の日から2ケ年	獣医師(琉球の立法による)
蚕種製造業を営みうる期限	法施行の日から6ケ月	蚕種製造業者
蚕種の検査の有効期限	" 6ケ月	蚕種製造業者

件名	効力等の期限	対象者
生産の売買若しくは仲立を業としている者の許可の有効期限	法施行の日から3ケ月	生産売買者及び仲立業者
漁業の免許の有効期間	当該免許の残存期間中	漁業者
建造又は改造中の長さ15米以上の動力漁船の建造及び改造許可の有効期限	適用しない	漁船の注文者
建造又は改造中の長さ15米以上の動力漁船、注文者の届出すべき期間	法施行の日から約2ケ月	漁船の注文者
建造又は改造中の長さ10米以上と15米未満の動力漁船、注文者の届出すべき期間	法施行の日から約2ケ月	漁船の注文者
琉球船舶規則による登録し又は船籍札、所有船の漁船として使用できる期間	法施行の日から約3ケ月	漁船所有者
上記に記載した船舶の登録手数料の免除期間	法施行の日から約3ケ月	漁船所有者

(別紙4)

沖縄に置かれる国及び関係機関の出先機関

省 庁	① 類似系に通常置かれている機関	② 左のほか沖縄県に置くことを検討すべきもの
総 理 府		沖縄北方対策庁の現地機関
行政管理庁	地方行政監察局	
法 務 省	地方法務局、同支局、同出張所、刑務所、同支所、同検察、保護観察所、入国管理出張所、少年鑑別所、人権擁護委員協議会、同連合会、地方検察庁、同支所、区検察庁、検察審査会	少年刑務所、入国管理事務所、高等検察庁支部、
公安調査庁	地方公安調査局	
外 務 省		
大 蔵 省	財務部、同出張所、税関支署、同出張所、同監視署	税関、税関研修所支所
国 税 庁	税務署	
文 部 省	国立大学、工業高等専門学校	国立大学(医学部)、水産高等専門学校、商船高等専門学校、商船高等学校、電波高等学校
厚 生 省	検疫支所、同出張所、病院、療養所(各種)、同附属看護養成所、同看護婦養成所	検疫所、麻薬取締官事務所、国立公園管理事務所
農 林 省	統計調査事務所、同出張所、動物検疫所出張所、植物防疫所出張所、食糧事務所、同支所、干拓建設事務所、農薬利水事業所、営林署、	動物検疫所(支所)、植物防疫所(支所)、種畜牧場(支場)、蚕業試験所、家畜衛生試験場支場、農業試験場、育種研究所、肥田料検査所、輸出品検査所(支所)、さとうきび原産地農場、稲業利水調査事務所、海岸保全事業所、林業試験場支場、草地改良事業所、熱帯農業センター、材木育種場、水産研究所、海洋開発研究所、栽培漁業研究所、漁業調整事務所、農薬検査所、
通 産 省		通商産業局(通商事務所)、工業品検査所支所、繊維製品検査所支所、工業技術試験所、アルコール事務所、産業工芸試験所出張所
運 輸 省	海運局支局、同出張所、港湾建設局工事事務所、空港事務所、同出張所	海員学校、航空局、航空交通管制部、航空無線検査所、航空位置通報所、船舶技術研究所支所、成空大学校

省 庁	① 類似系に通常置かれている機関	② 左のほか沖縄県に置くことを検討すべきもの
海上保安庁	海上保安部、海上保安署、航路標識事務所、	管区海上保安本部、航空基地
海陸審判庁		地方海陸審判庁、海陸審判理事所、海洋气象台
気 象 庁	地方气象台、気象通報所、測候所、同出張所、航空測候所	
郵 政 省	郵政監察局支局、郵便局、通信診療所	郵政監察局、郵政局、電波監理局、地方貯金局、通信病院、中央郵便局
労 働 省	労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室、同駐在員室、職業安定所、	地方調停委員会支局
建 設 省	工事事務所、国道工事事務所	河川工事事務所、営繕工事事務所
防 衛 庁	防衛施設局支局、同事務所	防衛施設局、調達実施本部駐在官事務所、同出張所、地方調達不動産事務所
裁 判 所	地方裁判所、同支部、家庭裁判所、同支部、同出張所、簡易裁判所	高等裁判所、同支部
専 売 公 社	地方局支局、同出張所、原料工場	地方局、工場
電 電 公 社	電気通信部、電話局、電報局、電報電話局、通信診療所、統制電話中継所、電話中継所、統制無線中継所	電気通信局、同工事事務所、同資材配給局、同工作所、通信病院、放送通信部、電信施設所、無線通信部、無線送受信所、沖縄開発事業団、住宅団支所、同事業所支所
その他の機関	森林開発団出張所	水源開発団事務所
	道路団工事事務所、同管理事務所	石油開発団事務所
		船舶整備団事務所
		国際空港団
		外貨埠頭団
		労働福祉事業団労災病院、同療養所
		年金福祉事業団簡易保険診療所、同保養センター
		派生事業団事務所
	雇用促進事業団総合職業訓練所	支部、支所、簡易宿泊所
		小規模企業共済事業団事務所
		海外技術協力事業団国際研修センター
		東南アジア南北センター
		畜産振興事業団事務所
		中小企業振興事業団事務所
		公営防止事業団事務所

省 庁	① 類似県に通常置かれている機関	② 左のほか沖縄県に置くことを検討すべきもの
	国民金融公庫支店	橋留安定事業団事務所、同出張所
	中小企業金融公庫支店又は出張所	住宅金融公庫支所
		農林漁業金融公庫支店
		公営企業金融公庫支店
		医療金融公庫支店
		開発金融公庫
		長期信用銀行
	農林中央金庫支所	
	商工組合中央金庫支店	
	日本銀行支店又は事務所	支店
		輸出入銀行事務所
		開発銀行支店、事務所
	社会保険診療報酬支払基金支部	
		(沖縄) 振興信用基金
		漁業協同組合整備基金支部
	国家公務員共済組合連合会宿泊所	直営又は管理病院、保養所
		高圧ガス保安協会検査事務所
		繊維工業協造改善事業協会支部
		てん菜振興会てん菜研究所支所
		国際観光振興会案内所
		電源開発株式会社事務所
		中小企業投資育成株式会社
		国際電信電話株式会社国際電報局
<p>③ 沖縄に設置される諸機関の所属する管区については、経済、県民の利便その他の観点から充分検討する必要がある。例えば、中央直結、関東管区所属又は独立管区の設定等。</p> <p>管区機関の例に</p> <p>高等検察庁、国税局、地方区務局、営林局、農政局、通商産業局、海運局、陸運局、航空局、航空交通管制部、管区海上本部、郵政局、電波監理局、地方建設局、防衛施設庁、高等裁判所、電気通信局</p>		

(別紙5) 沖縄における許認可事項一覧(例示)

免 許 事項	根 拠 法 令	許 認 可 権 者	
		沖 縄	本 土
酒類製造に関する免許	酒 税 法	主 税 局 長	税 務 署 長
酒類販売業に関する免許	"	税 務 署 長	税 務 署 長
煙草製造に関する免許	煙草消費税法	主 税 局 長	
煙草販売業に関する免許	"(たばこ専売法)	税 務 署 長	専 売 公 社
煙草輸入に関する免許	"	主 税 局 長	
漁業権に関する免許	漁 業 法	行 政 主 席	都道府県知事
自動車運送事業の経営免許	道 路 運 送 法	"	運 輸 大 臣
検量事業に関する免許	港 湾 運 送 事 業 法	"	運 輸 大 臣
銀行営業に関する免許	銀 行 法	"	主 務 大 臣
外資導入免許	布令第11号	"	主 務 大 臣
船舶運航事業に関する免許	(外資に関する法律)	"	主 務 大 臣
狩猟免許	海 上 運 送 法	"	運 輸 大 臣
	鳥獣保護および狩猟に 関する立法(法律)	"	都道府県知事
麻薬取扱者に関する免許	麻 薬 取 締 法	"	厚 生 大 臣 都 道 府 県 知 事
美容師に関する免許	美 容 師 法	"	都道府県知事
理容師に関する免許	理 容 師 法	"	"
クリーニング師に関する免許	ク リ ー ニ ン グ 業 法	"	"
調理師に関する免許	調 理 師 法	"	"
衛生検査技師免許	衛 生 検 査 技 師 法	"	"
診療エックス線技師免許	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師 法	"	"

許 可

許可の事項	根拠法令	許認可権者	
		沖 縄	本 土
蚕糸製造業に関する許可	蚕糸業法	行政主席	都道府県知事
指定漁業に関する許可	漁業法	"	"
漁船建造許可	漁船法	"	"
倉庫業に関する証券発行許可	倉庫業法	"	運輸大臣
倉庫業に関する営業許可	"	"	"
航路標識の設置許可	航路標識法	"	海上保安庁官長
計量器修理専業の許可	計量法	"	通産大臣
薬局開設に関する許可	薬事法	"	都道府県知事
医薬品製造業にする許可	"	"	厚生大臣
一般販売業に関する許可	"	"	都道府県知事
薬種商販売業に関する許可	"	"	"
ガス事業に関する許可	ガス事業法	"	通産大臣
保税上屋等の許可	税関手続法	主税局長	税関長
と畜業に関する許可	と畜場法	行政主席	都道府県知事
と畜場設置に関する許可	"	"	"
医薬部外品製造許可	薬事法	"	厚生大臣
化粧品製造に関する許可	薬事法	"	"
旅館営業に関する許可	旅館業法	"	都道府県知事
食品衛生に関する営業許可	食品衛生法	"	"
風俗営業に関する許可	風俗営業等取締法	公安委員会	公安委員会
質屋営業に関する許可	質屋営業法	"	"
古物営業に関する許可	古物営業法	"	"
鮮魚卸売市場の開設許可	鮮魚卸売市場法 (中央卸売市場法)	行政主席	農林大臣
鮮魚卸売市場卸売人の許可	"()"	"	"
電気事業経営許可	電気事業法	"	通産大臣

認 可

認可の事項	根拠法令	許認可権者	
		沖 縄	本 土
司法書士に関する認可	司法書士法	法務局長	法務局長又は 地方法務局長
原蚕種の製造に関する認可	蚕糸業法	行政主席	都道府県知事
漁業権に関する抵当権の設定認可	漁業法	"	"
指定漁業に関する起業認可	"	"	主務大臣
自動車運送事業の運送約認可	道路運送法	"	運輸大臣
自動車運送事業の運賃及び料金認可	"	"	"
旅客定期航路の運賃及び料金認可	海上運送法	"	"
運航計画変更認可	"	"	"
港湾運送事業の運送約款認可	港湾運送事業法	"	"
港湾運送事業の運賃及び料金の認可	"	"	"
児童福祉施設の設置認可	児童福祉法	"	都道府県知事
ガス供給規程の認可	ガス事業法	"	通産大臣
水道事業の認可	水道法	"	厚生大臣

登 録

登 録 の 事 項	根 拠 法 令	許 認 可 権 者	
		沖 縄	本 土
税理士に関する登録	税 理 士 法	主 税 局 長	日本税理士会 連 合 会
測量業者に関する登録	測 量 法	行 政 主 席	建 設 大 臣
測量士に関する免許登録	"	"	国 土 地 理 院
測量士補に関する免許登録	"	"	"
土地建物取引業に関する登録	土 地 建 物 取 引 業 法	"	建 設 大 臣 又 は 県 知 事
肥料に関する登録	肥 料 取 締 法	"	農 林 大 臣
農薬に関する登録	農 薬 取 締 法	"	"
飼料の製造及び輸入業者 に関する登録	飼 料 の 品 質 改 善 に 関 する 立 法	"	"
漁船の登録	漁 船 法	"	都 道 府 県 知 事
観光ホテル登録	観 光 ホ テ ル 整 備 法	"	主 務 大 臣
旅行あつせん業者の登録	旅 行 あ つ せ ん 業 法	"	運 輸 大 臣
自動車の登録	道 路 運 送 車 両 法	通 産 局 長	陸 運 局 長
船舶の登録	船 舶 法	"	管 海 官 庁
検量人、検数人、鑑定人等の 登録	港 湾 運 送 事 業 法	"	海 運 局
計量器販売等の登録	計 量 法	"	都 道 府 県 知 事
証券業者の登録	証 券 取 引 法	金 融 検 査 庁 長	大 蔵 省
建設業に関する登録	建 設 業 法	行 政 主 席	建 設 大 臣 都 道 府 県 知 事
建築士事務所の登録	建 築 士 法	"	都 道 府 県 知 事
1 級 建 築 士 免 許 登 録	"	"	建 設 大 臣
2 級	"	"	都 道 府 県 知 事

(別紙6) 公 社 、 公 団 等 調

金融公庫、公社、公団

大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、労働金庫、開発金融公社、電力公社、土地住宅
公社、水道公社、下水道公社、電々公社、O H K、観光開発事業団、~~各書団体(主務
各府県庁(之の所属) 庁~~

自治、司法関係

市町村長会、市町村議長会、離島振興協議会、弁護士会、行政書士会、司法書士会
農林、水産関係

農林協同組合中央会、農業協同組合連合会、林業協会、稲業振興会、分蜜糖工業会
園芸農業協同組合、漁業協同組合連合会、水産協会、米穀協会、遠洋鮪漁業協会、漁
船保険組合、土地改良連合会

金融、商工関係

金融協会、銀行協会、信用保証協会、琉球商工会議所、経営者協会、経営振興会、
青年会議所、工業連合会、中小企業団体中央会、酒造組合連合会、配電協会、貿易協
会、印刷事業協同組合、洋服業組合、クリーニング事業協同組合、給油所協会、自動
車販売協会、映画興行協会、コンクリートブロック工業組合、鉄工組合、書籍輸入商
組合、沖縄地方生産性本部、観光協会

建設、運輸関係

建設協会、コンクリート協会、自動車整備振興会、乗合自動車協会、タクシー協会
個人タクシー協会、駐車場協会、定期船協会、港運協会、海事検定協会、貨物検査協
会、建設業保証協会

社会、厚生、医療関係

赤十字社、交通安全協会連合会、産業安全協会、海外協会、外地引揚者協会、婦人
連合会、青年団協議会、産業開発青年協会、防犯協会連合会、水難救済会、社会福祉
協議会、遺族連合会、精神衛生協会、精神薄弱児育成会、傷疾軍人会、らい予防協会
ろうあ福祉協会、盲人福祉協会、肢体不自由児協会、母子福祉センター、医師会、齒
科医師会、消防協会、薬業連合会、薬剤師会、看護婦協会、助産婦協会、結核予防協
会、療友会、身体障害者福祉協会、

教育、文化、その他関係

労働組合協議会、教育長協会、教職員会、教育委員協会、PTA連合会、文化協会、
民主教育協会、民芸協会、ガールスカウト沖縄連盟、ライオンズクラブ、ロータリー
クラブ、土地委員会連合会、中央労働基準協会、人権協会、学校安全会